

【体験版】もう騙されな
い！契約やクーリング・
オフをやさしく解説。
(もし「やばい！」と思っても
安心の3文字をお伝えします)

行政書士安藤あつゆき事務所 TEL : 011-624-7568

はじめに

2022年4月1日 成人（成年）年齢18歳施行



これまで成年になって間もない人がターゲットにされてきた
（事業者にも有利な契約）



引き下げられることにより、さらに対象が広がってしまう



契約やクーリング・オフに関する知識を身に付ける必要性大！

本セミナーは「社会への扉 ー12のクイズで学ぶ自立した消費者ー」（消費者庁）

（http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/）を加工して作成したものです。

1 契約をする 問題

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

1. 商品を受け取ったとき。
2. 代金を払ったとき。
3. 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

1 契約をする ②、③

答え 3. 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

②私的自治の原則→権利の取得については、個人の自由な意思で決定できるという原則（民法の基本原則）。

③契約→一定の権利（債権）や義務（債務）が発生する。

Ex. A（売主）とB（買主）との売買契約

→Aの債権「金額支払え」、Aの債務「物を引き渡す」

→Bの債権「物を引き渡せ」、Bの債務「金額を支払う」

だから**契約が成立するということは、とても重いこと**なんだ。

●反社会的な契約→公序良俗違反→民法90条により無効

Ex. ・殺人、暴行などを行う契約

・人身売買に関する契約、奴隷契約

・定年年齢を男子60歳、女子55歳と定めた就業規則など

1 契約をする ④、⑤

④契約を守らない＝債務不履行（さいむふりこう）→7ページ

⑤契約は口頭で成立するのがほとんど

⇒『諾成（だくせい）契約』

客「買います」→ 一致 ←「売ります」店



売買契約が成立（Ex.スーパーでの買い物）

●では契約書の役割は何か

（i）「言った」「言わない」という紛争の予防

（ii）裁判での証拠

2 契約を守る 問題

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

1. 解約できない。
2. レシートがあり 1 週間以内なら解約できる。
3. 商品を開封していなければ解約できる。

2 契約を守る ①、④

答え 1. 解約できない。

①契約が守られない→裁判所を通じて強制的に守らせる。

④契約が守られない場合の民法のルール（履行遅滞による）

Ex. 買主がネックレスの代金を支払わない→**債務不履行**

⇒売主は、（i）損害賠償請求ができる

（ii）（催告をした後）契約を解除できる

※契約を解除しても、損害賠償を請求できる。

⑤レシートがあり、商品未使用、日数が経っていない

→店が任意に消費者の求めに応じて返品・交換する場合がある

→顧客サービスの一環！（求めに応じなくても違法ではない）